

部会名	開催月日	審議の状況
鉄鋼業	9月29日	<p>1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に森宏之委員、部会長代理に森理恵委員を選出した。</p> <p>2 金額審議 (1)使用者側意見 使用者側は、景気の先行き不透明感は否めないものの、第4表等を考慮し、現行時間額20円の引上げを提示した。 (2)労働者側意見 労働者側は、労働環境や雇用情勢に見合った賃金としなければ、青森県における鉄鋼業を希望する労働者が減少し、優秀な人材の確保がままならず、企業、産業、地域が衰退の懸念があること、他産業に比べ厳しい作業環境にある鉄鋼業という産業の魅力を発信する必要があること等を理由として、現行時間額55円の引上げを主張した。</p> <p>3 結論 公労会議、公使会議及び労使代表者協議を行った結果、労働者側は38円まで歩み寄り、使用者側は27円まで歩み寄ったが合意に至らなかった。このため、本日の専門部会は終了とし、各側委員の日程調整を行い、11月14日に第2回専門部会を開催することとした。</p>
電気機械器具等製造業	10月5日	<p>1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に石岡委員、部会長代理に森理恵委員を選出した。</p> <p>2 金額審議 (1)使用者側意見 使用者側は、景気動向や最低賃金の改定が中小企業の経営の圧迫に繋がること等を踏まえ、19円の引上げ額を主張した。 (2)労働者側意見 労働者側は、人手不足感が強まってきており、賃金の底上げにより金属産業の魅力を高める必要があること等を踏まえ、50円の引き上げを主張した。</p> <p>3 結論 公労会議、公使会議及び労使代表者協議を行った結果、労働者側は42円まで歩み寄り、使用者側は27円まで歩み寄ったが合意に至らなかった。このため、本日の専門部会は終了とし、各側委員の日程調整を行い、10月31日に第2回専門部会を開催することとした。</p>

<p>各種商品 小売業</p>	<p>10月6日</p>	<p>1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に森宏之委員、部会長代理に森理恵委員を選出した。</p> <p>2 金額審議 (1)使用者側意見 使用者側は、景気動向は不安定であること等から、賃金改定は必要であるが大幅な改定は厳しいこと等を総合的に踏まえ、16円の引上げを主張した。 (2)労働者側意見 労働者側は、景気動向、産業間格差是正、人材不足や採用難等を踏まえ、80円の引き上げを主張した。</p> <p>3 結論 公労会議、公使会議及び労使代表者協議を行った結果、労働者側は56円まで歩み寄り、使用者側は26円まで歩み寄ったが合意に至らなかった。このため、本日の専門部会は終了とし、各側委員の日程調整を行い、10月13日に第2回専門部会を開催することとした。</p>
<p>自動車 小売業</p>	<p>10月10日</p>	<p>1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に石岡委員、部会長代理に森宏之委員を選出した。</p> <p>2 金額審議 (1)使用者側意見 使用者側は、コロナ禍に伴う半導体不足は改善されつつあるが、一部の部品等の調達も十分でないため新車販売へ影響は大きく新車納車の長納期化も予測され先行き不透明な状況や現在の状況を踏まえ、4円の引上げを主張した。 (2)労働者側意見 労働者側は、賃上げの結果を踏まえれば、特定最低賃金の取り組みにおいても、産業で働く者の底上げ・底支え、格差是正に向けて取り組むことが必要であること、自動車関連産業は日本の基幹産業であり産業に見合った賃金にすべきであること等を踏まえ、4円の引上げを主張した。</p> <p>3 結論 公労使会議を行い、最終的に4円（0.44%）引上げて923円とすることで労使が合意し、全会一致で結審した。</p>

<p>各種商品 小売業 (第2回)</p>	<p>10月13日</p>	<p>1 金額審議 (1)使用者側意見 使用者側は、引上げは29円が妥当と主張。 (2)労働者側意見 労働者側は、50円引上げを主張。</p> <p>2 結論 公労会議、公使会議及び労使代表者協議を踏まえ、最終的に39円(4.42%)引上げて921円とすることで労使が合意し、全会一致で結審した。</p>
<p>電気機械 器具等製 造業 (第2回)</p>	<p>10月31日</p>	<p>1 金額審議 (1)使用者側意見 使用者側は、引上げは28円が妥当と主張。 (2)労働者側意見 労働者側は、40円引上げを主張。</p> <p>2 結論 公労使会議及び労使代表者協議を踏まえ、公益委員から示された39円(4.39%)引上げて927円とすることで労使が合意し、全会一致で結審した。</p>
<p>鉄鋼業 (第2回)</p>	<p>11月14日</p>	<p>1 金額審議 専門部会開始冒頭、労働協約・労使協定書の企業内最低賃金額が特定最賃の引き上げ上限額であることを確認。 上記を踏まえ、労使代表者協議を実施。 労側から引上げ上限額である34円が示され、使側も同意。</p> <p>2 結論 公労使会議を行い、最終的に34円(3.55%)引上げて992円とすることで労使が合意し、全会一致で結審した。</p>